



お酒の表示2

日本ワインや国内製造ワインなど果実酒が世界や国内の方々に注目をあびています。

今回は、果実酒のシール・ラベルを作成する場合、表示のポイントを簡単にご紹介いたします。

ラベル表示例 【果実酒の場合】



品名:ワイン
原材料名:ぶどう(日本産)
/酸化防止剤(亜硫酸塩)
内容量:750ml
製造者:(株)ワイン果実ワイナリー
所在地 山梨県甲府市包装町1-2-3
アルコール分:11%以上12%未満
◆未成年者の飲酒は法律で禁止されています。
◆妊娠中・授乳期の飲酒はお控えください。
◆飲酒運転は法律で禁じられています。



※表示は8ポイント
以上の大きさで見
やすく表示します。



①「山梨」とラベルに表示する場合、山梨県産のぶどうを使用し県内で発酵、容器詰めしたものに限ります。

②「果実酒」、「甘味果実酒」などの品目は、容器容量に応じて、10.5ポイント～26ポイントで表示。見やすい書体・色で銘柄名が記載してあるラベル面に表示します。

③ 原材料名です。果実、濃縮果汁、原料ワインなどの原料に対しての原産地表示が必要です。

④ 内容量はmlまたはℓで表示します。

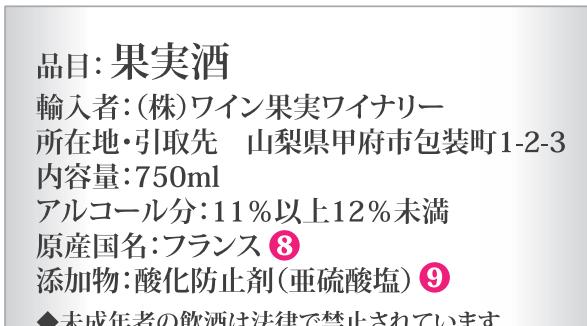
⑤ 製造者の名称、所在地を表示します。
個人の場合は氏名を表示します。

⑥ アルコール分を1度単位または0.5度単位で1度の範囲内で表示します。
例:13度以上14度未満の場合
①13度以上14度未満 ②13.0度以上13.9度以下
③13度 ④13%以上14%未満
⑤13.0%以上13.9%以下 ⑥13%

⑦ 未成年者の飲酒防止の表示です。
「飲酒は20歳になってから」などの文言で、5.5ポイントから6.0ポイントの大きさで表示します。

⑧ 原産国名です。輸入ワインが対象です。

⑨ 添加物は国内製造ワインでは原材料名の中に。輸入ワインは別で独立して表示。



【今後注目される、日本ワインとは】

「国産ワイン」と呼ばれていたものには、国産のぶどうのみを原料にした「日本ワイン」の他に、輸入濃縮果汁や輸入ワインを原料としたワインも混在し、違いがラベルの表示だけではわかりにくいという問題がありました。そのために国税庁が2015年10月30日に表示ルールを定めました。

- ①国産ブドウのみを原料
- ②日本国内で発酵、容器詰めした果実酒

※海外の原料を使用したワインと明確に区別

完全スタートは
2018年10月30日
からです！

【日本ワインの表示ポイント】

- ①産地名、
- ②ブドウの品種、
- ③収穫年を一定のルールで表示ができます。



【国内製造ワインと日本ワインの区別】

国産ブドウのみを原料にしたワイン
それ以外を原料にしたワイン
例えば
輸入濃縮果汁、輸入ワイン
海外原料を使用したワインetc.

国内製造ワイン

日本国内で製造されたワインで
その中でも日本のぶどう100%
で作られたのが日本ワインです



輸入ワイン
海外から輸入されたワイン

国産ブドウのみを原料にし、
日本国内で製造したワイン

日本ワイン

国内製造ワイン

日本ワイン
日本のぶどう100%で
作られたワイン
ぶどうの産地や品種
などの表示が可能

=日本で製造されたワイン

濃縮果汁など海外の原料を
使用したワインは、
表ラベルに
1.濃縮果汁使用
2.輸入ワイン使用
などの表示義務あり。
産地や品種、年号の表示は不可

